　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　参考1

市（町）民税・県民税特別徴収に関する誓約書

現在、個人住民税（市・町民税および県民税）の特別徴収をしなければならない従業員はおりません。今後、特別徴収の対象となる従業員を雇用した場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

令和４年〇月〇日

住所　　　　愛媛県○○市○○町○○

事業者名　　　　株式会社○○○○

役職・氏名　　 　代表取締役　○○　○○　　印